

住居表示による

会社・法人等の変更登記の手引き

目次

本書について	1
お問い合わせ	1
登録免許税	1
1 登記申請手続きが必要な場合	2
2 本店所在地の表示が変更になった場合	3
3 支店所在地の表示が変更になった場合	4
4 代表者等の住所の表示が変更になった場合	5
5 会社等が所有する不動産の名義人住所の変更	6
6 登記申請書の作成方法・記載例	7
7 法務局案内	13



本書について

住居表示により、会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者等の住所が変更されます。該当する会社等の代表者等は、管轄の法務局に対して変更登記の手続きが必要になりますので、お手順をおかけいたしますが、この手引きをご参照のうえ、手続きをお願いいたします。

本書は、住居表示による会社・法人等の変更登記の手続きに関する内容のみを載せた冊子となります。住居表示の仕組みやその他の手続き等を確認されたい場合は、同封します別冊の「住居表示の手引き」をご参照ください。

お問い合わせ

手続き等に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをご利用ください。
（コールセンターは通話料が発生します。）

TEL 050-3493-1300

平日（土日祝を除く） 8時30分～17時00分まで

期間：令和7年10月14日～令和7年10月27日まで

※住居表示直後は、電話や窓口が大変混み合います。

登録免許税

登録免許税は、登記申請の際に「住居番号設定通知書」を添付いただくと、免除になります。

住居番号設定通知書は、**再発行できません**。不足する場合は、令和7年10月14日以降、市役所本館1階市民課（109窓口）及び各市民窓口センターにて**無料で取得できる「住居表示変更証明書」**をご利用ください。その他、住居番号設定通知書の詳細は、別冊「住居表示の手引き」P.2をご参照ください。

I 登記申請手続きが必要な場合

■ どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合（P.3、4参照）
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社または合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者等の住所の表示が変更となった場合（P.5参照）
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地建物等の不動産について所有権等の権利を持っている場合（P.6参照）

■ 登記すべき期間

本店（主たる事務所）を管轄する法務局（平塚市に本店（主たる事務所）がある場合は、**横浜地方法務局湘南支局**）へ、**住居表示（令和7年10月14日）から2週間以内**に手続きをお願いします。

※住居表示前は手続きできませんので、**必ず住居表示後に手続きしてください。**

なお、法人が所有する不動産の登記名義人の住所変更登記は、法改正により令和8年4月1日から住所変更登記が義務化され、義務化後は**令和10年3月31日までに手続きが必要となります。**

■ 変更登記をしなかった場合

本店の場合で、変更登記をされなかった場合、登記上の本店の表示が旧表示のままとなり、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

■ 変更登記申請先、必要書類等

申請先	必要書類
神奈川県内(横浜市・川崎市除く)の 本店または主たる事務所の場合 横浜地方法務局 湘南支局 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3 TEL 0466-35-4620 (平日 9:00~17:00)	① 変更登記申請書 ② 住居番号設定通知書 ③ 法務局への届出印 ※住居番号設定通知書を添付すると、 登録免許税が免除されます。

ご不明な点がございましたら、上記申請先までお問い合わせください。

2 本店所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書を添付して、**横浜地方法務局湘南支局**に申請（郵送可）してください。

(2) 参考例

「河内４４０番地」に本店登記をしている「株式会社□□」の所在地の表示が、「河内一丁目３２番１４号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（１通）
住居番号設定通知書（１通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 ２週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局 湘南支局（郵送可）

※変更登記申請書の記載方法は、P.8をご参照ください。

3 支店所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書を添付して、**本店所在地を管轄する法務局**に申請（郵送可）してください。

(2) 参考例

東京都世田谷区に本店登記をしている「株式会社■■■」の支店の所在地の表示が「河内４４０番地」から「河内一丁目３２番１４号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（１通）
住居番号設定通知書（１通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 ２週間以内
- ④ 申請先 本店を管轄する法務局（郵送可）
※参考例では東京法務局世田谷出張所

※変更登記申請書の記載方法は、P.9をご参照ください。

4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役）の住居番号設定通知書を添付して、**本店所在地を管轄する法務局**に申請（郵送可）してください。

(2) 参考例

平塚市内に本店登記をしている「株式会社〇〇」の代表取締役「法務太郎」さんの住所の表示が、「河内４４０番地」から「河内一丁目３２番１４号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（１通）
住居番号設定通知書（１通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 ２週間以内
- ④ 申請先 本店を管轄する法務局（郵送可）
※参考例では横浜地方法務局湘南支局

会社の本店と代表者等の住所がいずれも住居表示実施区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に（１枚の申請書で）手続きをすることができます。

この場合、申請書に添付する住居番号設定通知書は、会社分と代表者個人分をそれぞれ１通ずつ添付してください。

⇒記載例３（P.10）参照

5 会社等が所有する不動産の名義人住所の変更

(注) この手続きは、必ず、会社等の所在地の変更登記（P.3）を済ませた後に行ってください。

(1) 手続き

「登記申請書」に必要事項を記載し、本店の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項全部証明書」を添付して、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

(2) 参考例

「河内440番地」に本店のある「株式会社□□」の所在地の表示が「河内一丁目32番14号」に変更となり、この会社が平塚市内に土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 登記申請書（1通）
履歴事項全部証明書（1通）
※本店での変更登記が完了したことを証するもの
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 不動産登記法の改正により、令和8年4月1日から住所変更登記は義務化されます。義務化後は令和10年3月31日までに手続きが必要となります。
詳しくは、不動産所在地を管轄する法務局にご確認ください。
（平塚市の不動産は、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463(70)1102））
- ④ 申請先 不動産を管轄する法務局（郵送可）
※参考例では横浜地方法務局西湘二宮支局

※「登記申請書」の作成方法等は、「住居表示の手引き」P.21以降に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、「住居表示の手引き」では、添付書類として「住居番号設定通知書」が必要となっておりますが、会社・法人の場合は、上記のとおり「履歴事項全部証明書」となりますので、ご注意ください。

「履歴事項全部証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。
ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

郵送による申請

申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便または簡易書留郵便により、当該不動産を所管する法務局宛に送付してください。

なお、登記が終わると登記完了証をお渡しします。登記完了証の郵送を希望する場合は、郵便切手（書留料金分が必要です）を貼った返信用封筒を同封してください。

6 登記申請書の作成方法・記載例

次ページ以降に主なケースにおける記載例があります。これを参考にして登記申請書を作成してください。

【記載例1】株式会社の本店変更 P.8

【記載例2】株式会社の支店変更 P.9

【記載例3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）P.10

【記載例4】会社等が所有する不動産の名義人住所変更 P.11

【記載例5】委任状（登記手続を代理人に委任する場合）P.12

〔留意事項〕

- ・平塚市内の法人は横浜地方法務局湘南支局、平塚市内の不動産は横浜地方法務局西湘二宮支局が管轄法務局となります。その他の管轄法務局は、法務局ホームページでご確認ください。
- ・法務局では、**予約制により電話及び窓口での手続き案内を行っております。**登記申請書の作成において、ご不明な点があれば、事前にお電話でお申し込みください。

○商業・法人登記について

横浜地方法務局湘南支局 TEL 0466-35-4620
〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3

○不動産登記について

横浜地方法務局西湘二宮支局 TEL 0463-70-1102
〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-1

【記載例Ⅰ】株式会社の本店変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。



法務局への届出印

わかる場合記載

会社変更登記申請書

連絡先を記載

電話番号 0000-00-0000

1. 会社法人等番号

0000-00-000000

会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載

フリガナ

〇〇ショウジ

1. 商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

1. 本店

平塚市河内440番地

変更前の本店住所

~~1. 支店~~

不要なものは削除

1. 登記の事由

住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項

~~令和7年10月14日住居表示の実施による
代表取締役、取締役、監査役の住所変更
神奈川県 平塚市 丁目 番 号~~

令和7年10月14日住居表示の実施による
本店 ~~支店~~ の変更

変更後の本店住所

神奈川県 平塚市 河内一丁目 32番 14号

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類

住居番号設定通知書

1 通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~

~~通~~

上記のとおり登記の申請をします。

令和 7 年 10 月 20 日

法務局へ提出する日
(令和7年10月14日
以降提出)

申請人

本店

平塚市河内一丁目32番14号

変更後の本店住所

商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

代表取締役

住所

平塚市浅間町9番1号

~~取締役~~

氏名

法務 太郎



~~申請代理人~~

~~住所~~

資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

~~氏名~~



本人申請の場合は削除

横浜地方 法務局

湘南支局

御中

提出先の法務局名
※平塚市内の会社・法人は
横浜地方法務局湘南支局

【記載例2】株式会社の支店変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。



法務局への届出印

わかる場合記載

会社変更登記申請書

連絡先を記載

電話番号 0000-00-0000

1. 会社法人等番号

0000-00-000000

会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載

フリガナ

〇〇ショウジ

1. 商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

~~1. 本店~~

不要なものは削除

1. 支店

平塚市河内440番地

変更前の支店住所

1. 登記の事由

住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役の住所変更~~
~~本店・支店~~の変更

1. 登記すべき事項

~~令和7年10月14日住居表示の実施による~~
~~代表取締役、取締役、監査役の住所変更~~
~~神奈川県 平塚市 丁目 番 号~~

令和7年10月14日住居表示の実施による
~~本店~~支店の変更

変更後の支店住所

神奈川県 平塚市 河内一丁目 32番 14号

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類

住居番号設定通知書

通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~

~~通~~

上記のとおり登記の申請をします。

令和 7 年 10 月 20 日

法務局へ提出する日
(令和7年10月14日
以降提出)

申請人

本店

東京都世田谷区□□〇〇番△△号

登記の本店住所

商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

代表取締役

住所

平塚市浅間町9番1号

~~取締役~~

氏名

法務 太郎



~~申請代理人~~

~~住所~~

資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

~~氏名~~



本人申請の場合は削除

東京 法務局

世田谷出張所

御中

本店登記をしている
法務局へ提出

【記載例3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。



法務局への届出印

わかる場合記載

会社変更登記申請書

連絡先を記載

電話番号 0000-00-0000

1. 会社法人等番号

0000-00-000000

会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載

フリガナ

〇〇ショウジ

1. 商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

1. 本店

平塚市河内440番地

変更前の本店住所

~~1. 支店~~

不要なものは削除

1. 登記の事由

住居表示の実施による 代表取締役 ~~取締役・監査役~~ の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項

令和7年10月14日住居表示の実施による

代表取締役 **法務太郎** ~~取締役・監査役~~ の住所変更
神奈川県 平塚市 **河内一丁目32番14号**

令和7年10月14日住居表示の実施による

本店 ~~支店~~ の変更
神奈川県 平塚市 **河内一丁目32番14号**

変更後の住所

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により非課税

会社名のもものと個人名のもの

1. 添付書類

住居番号設定通知書

2通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~

~~通~~

上記のとおり登記の申請をします。

令和 7 年 10 月 20 日

法務局へ提出する日
(令和7年10月14日以降提出)

申請人

本店

平塚市河内一丁目32番14号

変更後の本店住所

商号

〇〇商事株式会社

登記簿のとおり

代表取締役

住所

平塚市河内一丁目32番14号

変更後の住所

~~取締役~~

氏名

法務太郎



~~申請代理人~~

~~住所~~

資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

~~氏名~~



本人申請の場合は削除

横浜地方 法務局

湘南支局

御中

提出先の法務局名

※平塚市内の会社・法人は
横浜地方法務局湘南支局

【記載例4】会社等が所有する不動産の名義人住所の変更

※会社の本店変更登記手続きを先に済ませてから行ってください。

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。



捨印

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和7年10月14日 住居表示実施

変更後の事項 **本店**
~~住所~~ 平塚市 **河内一** 丁目 **32** 番 **14** 号

変更後の本店住所

申 請 人 **本店**
~~住所~~ 平塚市 **河内一** 丁目 **32** 番 **14** 号

氏名 **株式会社 ○○○○**
(会社法人等番号0000-00-000000)

代表取締役 法務 太郎

連絡先の電話番号 **0000-00-0000**

住所・会社名・代表者名を記載し押印

連絡先を記載

本店の変更登記をしたことを証する履歴事項全部証明書を添付
(申請人欄に会社法人等番号を記載した場合は不要)

添 付 書 類 登記原因証明情報 **1** 通

令和 **7** 年 **10** 月 **20** 日申請 **横浜地方** 法務局 **西湘二宮支局**

提出日・提出先法務局を記載
※平塚市内の不動産は
横浜地方法務局
西湘二宮支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示
土 地 所在は新町名を、地番・地目・地積は権利書等を参照して記載
(不動産番号を記載した場合、所在・地番・地目及び地積の記載は省略可)

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積	m ²
1234567890123	平塚市河内一丁目	440 番	宅 地	123	45
		番			

建 物

不動産番号	0987654321012	所 在	平塚市 河内一丁目 440 番地		
家屋番号	440 番	種 類	事務所	構 造	鉄筋コンクリート造2階建
床 面 積	1階 67.89 m ²	2階 67.89 m ²			

【記載例5】委任状（登記手続きを代理人に委任する場合）

委 任 状



法務局への届出印

神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚 太郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

令和7年10月14日 住居表示の実施に伴う本店の変更登記を
管轄法務局へ代理して申請する一切の件

変更登記の事由を記載
（代表取締役の住所変更の場合、
「代表取締役の住所」と記載）

令和7年10月〇日

神奈川県平塚市河内一丁目32番14号
〇〇商事株式会社
代表取締役 法務 太郎



変更後の本店住所を記載し、
法務局への届出印を押印

7 法務局案内

横浜地方法務局 湘南支局

管 轄	商業・法人	横浜市及び川崎市を除く神奈川県全域 ※平塚市内の法人はこちら
	不 動 産	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町



【所在地・連絡先】

〒251-8523

藤沢市辻堂神台2-2-3

TEL 0466-35-4620

※登記のご相談は事前に電話予約をしてください。

【交通】

J R 東海道線 辻堂駅

東口改札北口出口から徒歩5分

【受付時間】

午前9:00 ~ 午後5:00

土・日・祝日・年末年始(12/29 ~ 1/3)は休業

横浜地方法務局 西湘二宮支局

管 轄	商業・法人	証明書交付等のみで、登記申請は取扱っていません。
	不 動 産	平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、中郡、足柄上郡、足柄下郡



【所在地・連絡先】

〒259-0123

中郡二宮町二宮1240-1

TEL 0463-70-1102

※登記のご相談は事前に電話予約をしてください。

【交通】

J R 東海道線 二宮駅 徒歩8分
または神奈中バス「堂面」徒歩5分

【受付時間】

午前9:00 ~ 午後5:00

土・日・祝日・年末年始(12/29 ~ 1/3)は休業

**手続き等に関するお問い合わせは、
コールセンターをご利用ください。**

TEL 050-3493-1300

平日（土日祝を除く） 8時30分～17時00分まで
期間：令和7年10月14日～令和7年10月27日まで

※詳細は、各手続き先にお問い合わせください。

○商業・法人登記について

横浜地方法務局湘南支局 TEL 0466-35-4620
〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3

○不動産登記について

横浜地方法務局西湘二宮支局 TEL 0463-70-1102
〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-1

【発行】

平塚市役所 都市整備部 都市整備課
〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
（平塚市役所本館6階 605窓口）